

報 道 資 料

平成21年10月22日

消費・生活安全課

食品安全推進係

担 当：姫野、喜多

内線：3182、3187

残留農薬基準違反について

健康安全局が実施している県内農産物に対する残留農薬調査において、平成21年10月19日に内吉野保健所が収去した「カブラ（小かぶ）」について、10月21日に当該「カブラの葉」の部分から食品衛生法の残留農薬基準を超えるダイアジノン：1.4ppm（基準値：0.1ppm）が検出されました。

直ちに、生産農家に対し農林部及び健康安全局が合同で立入検査を実施し、調査指導を行いました。

今回違反のあった「カブラ（葉）」については、通常喫食する量では、健康に影響をおよぼす恐れはありません。なお、「カブラの根」の部分からは検出されておられません。

当該生産農家に対しては、「カブラ」の出荷停止を指示し、生産者は「カブラ」を埋設しました。

1 食品衛生法に基づく残留農薬検査結果

- (1) 農産物名 カブラ
- (2) 収去機関 内吉野保健所 地域生活課
- (3) 収去年月日 平成21年10月19日
- (4) 結果判明日 平成21年10月21日
- (5) 被収去者 -----
 奈良県五條市-----
- (6) 生産農家 -----
 奈良県五條市-----
- (7) 検査機関 奈良県保健環境研究センター
- (8) 検査結果 116農薬について検査を実施

ダイアジノン	検 出 値：1.4ppm	残留基準違反(食品衛生法)
--------	--------------	---------------

2 生産者に対する調査指導

- (1) 調査日 平成21年10月21日(水) 19時
- (2) 実施機関 農業水産振興課、南部農林振興事務所、内吉野保健所
- (3) 栽培面積 約2a(200m²)
- (4) 出荷状況 -----に対して10月2日から10月21日の間、計340束(1束5株)を出荷。なお、10月21日出荷の30束については、返却され本日廃棄処分された。
- (5) 農薬使用状況
農薬使用記録等の栽培記帳はなく、生産者の申告によると平成21年9月上旬の播種時にダイアジノン粒剤 約1.5kg/10a散布
周辺からの農薬の飛散は考えにくいことから、農薬等の使用状況について調査中
- (6) 指導事項
 - ① 栽培中の「カブラ」の栽培を中止し、埋設を指導(10月22日確認)
 - ② 農薬使用記録等の栽培記帳や出荷記録を行っていないため、実施するよう指導
 - ③ 農薬の適正使用を行うよう指導
- (7) 県内生産者に対する再発防止策
 - ① 五條市の「カブラ」に対する風評被害が生じないように、関係機関(県農林部局、JA等)による対策会議の開催(10月22日実施)
 - ② 県内生産者に対して、農薬の適正使用についての研修会や出前講座等の開催により指導の徹底を図る
 - ③ 農林振興事務所、県下の市町村や生産団体、農薬販売店等に対して、文書通知を行い、適正使用に対する周知徹底を図る

3 被収去者(販売者)の状況

-----では、当該生産者の「カブラ」を出荷済みであるとともに、販売店においてもすでに売却済みであった。

4 過去の検出状況等

残留農薬の規制を強化したポジティブリスト制度(農産物等に残留する原則すべての農薬に一律若しくは個別の残留基準を設けた制度)が、平成18年5月29日に施行後、県が実施する収去検査で違反を確認したのは、今回が3事例目である。

[検出事例]

1:平成19年9月、県内産「しろな」

EPN 検出値:0.083ppm(基準値:0.01ppm)

イソキサチオン 検出値:0.2ppm(基準値:0.1ppm)

2:平成20年7月、県内産「ふだんそう」

EPN 検出値:0.17ppm(一律基準値:0.01ppm)